

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定しました。

平成27年10月2日

奈良県収用委員会会長 池田辰夫

1 起業者の名称

奈良県

2 事業の種類

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業3・4・4号奈良橿原線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在 奈良県奈良市三条町

地番	地目		地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）	使用しようとする土地の面積（㎡）
	公簿	現況	公簿	実測		
606番123	宅地	宅地	40.14	40.14	40.14	なし

4 土地所有者の氏名

北橋富子

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名及びその権利の種類

氏名	権利の種類
株式会社ケイ・ティー・エス	賃借権
和氣滋	使用借権
ダイドードリンコ株式会社	転使用借権

株式会社伊藤園	転使用借権
オザキベンディング株式会社	転使用借権

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成27年9月25日